

もやいこハウス を利用してみませんか

知立団地の商店街内に、“多文化共生センター”と“多目的交流センター”があり、この2つのセンターを総称したのが「もやいこハウス」です。

もやいこハウスについて皆さんからいただいた疑問にお答えします。

今日

どこにありますか？

既読

知立市昭和9丁目2番地
知立団地74号棟3号室・
4号室にあります。

いつ使えますか？

既読

12/29～1/3を除く、
午前9時～午後9時まで
利用できます。

どんな活動ができる
施設ですか？

既読

- ・外国人住民への情報提供
- ・外国人と日本人との交流
- ・地域住民の交流
- ・地域住民の集会 などです。

※政治、宗教、営利を目的とした利用や、
家族、親戚や友人との交流を目的とした
利用はできません。

利用料はいくらですか？

既読

無料です。

誰が使うことができますか？

既読

市内市外在住問わず、誰でも
使用することができます。

駐車場はありますか？

既読

施設前に、有料駐車場があります。
利用者負担となりますが、そちらを
ご利用ください。

どういったら使うことが
できますか？

既読

事前に利用申請書の提出が必要です。
利用希望日の3日前までに市役所3階協
働推進課へご持参いただくか、窓口で利
用申請書をご記入ください。
可能であれば、利用希望日時が空いてい
るか、事前にお問い合わせください。
利用の相談やご不明点がありましたら、
お電話またはメールでご連絡ください。




問 協働推進課 協働人権係 ☎95-0144
Eメール kyodo-suisin@city.chiryu.lg.jp

市税のクレジットカード納付を廃止します

問 税務課 徴収係 ☎95-0117

割賦販売法の一部改正に伴い、市税(市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)のクレジットカード納付の継続が困難となったことから、令和2年度をもってクレジットカード納付を廃止します。

●クレジットカード納付の適用期間

3月31日(水)以前の納期限分まで

●令和3年度以後の市税の納付方法について

(1)口座振替へ変更される場合

口座振替依頼書の提出が必要となります。令和3年度の市税の第1期(全期)分からの適用をご希望の場合は、2月26日(金)までに手続きを済ませてください。

(2)口座振替へ変更されない場合

納付書による納付となります。

※金融機関窓口での納付のほか、納付額に応じて、コンビニ納付(現金のみ)、ペイジー納付が利用できる場合があります。

